



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月15日金曜日 第250号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則..... (デジタルシフト推進課) 1

教育委員会規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則..... (教育総務課) 2

規 則

○愛媛県規則第75号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の4の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 専攻科修学支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>第7条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金_____の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>

(1)～(6) 省略

第8条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報
- (2) 法第19条第8号の規定により生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る同項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(1)～(6) 省略

第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報
- (2) 法第19条第7号の規定により生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る同項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月15日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）	（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）
第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例	第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例

第49号。以下「条例」という。)別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の11の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の12の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 学び直し支援金(条例別表第1の12の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 省略

第4条 条例別表第1の13の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 専攻科修学支援金(条例別表第1の13の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 専攻科修学支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の14の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の15の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第7条 省略

第49号。以下「条例」という。)別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 学び直し支援金(条例別表第1の10の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 省略

第4条 条例別表第1の11の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第5条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。